

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項市町村の欄中「川西町」を「川西町 高取町」に改め、同表の十七の項市町村の欄中「曾爾村」を「曾爾村 御杖村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法律の適用については、同表の下欄に掲げる市町村の長のした処分その他の行為とみなす。